

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【会社名】 イオン株式会社

【英訳名】 AEON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 財務・経営管理担当 江川 敬明

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 財務・経営管理担当 江川 敬明

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 14,999,797,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年10月31日付で提出した有価証券届出書について、割当予定先である京成電鉄株式会社が2024年11月14日付で半期報告書を提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

- a . 割当予定先の概要
- b . 提出者と割当予定先との間の関係

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____線で示しております。

第一部 【証券情報】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

(訂正前)

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	京成電鉄株式会社
本店の所在地	千葉県市川市八幡三丁目3番1号
直近の有価証券報告書の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第181期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日 関東財務局長に提出

b . 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先が保有する不動産に当社グループ各社が出店する場合における不動産賃貸借等の取引関係があります。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途時点を明記していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

< 後略 >

(訂正後)

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	京成電鉄株式会社
本店の所在地	千葉県市川市八幡三丁目3番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第181期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第182期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先が保有する不動産に当社グループ各社が出店する場合における不動産賃貸借等の取引関係があります。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途時点を明記していない限り本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在におけるものであります。

<後略>

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)2024年5月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第1四半期(自 2024年3月1日 至 2024年5月31日)2024年7月16日関東財務局長に提出

事業年度 第100期中(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)2024年10月15日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年10月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年5月31日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書又は半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2024年10月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日(2024年10月31日)現在においても変更の必要はないものと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月29日)2024年 5月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第 1 四半期(自 2024年 3月 1日 至 2024年 5月31日)2024年 7月16日関東財務局長に提出

事業年度 第100期中(自 2024年 3月 1日 至 2024年 8月31日)2024年10月15日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年5月31日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書又は半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。